

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

基本的事項

1 団体の概要

団体名	勝浦町	国調人口(H17.10.1現在)	6,303
構成団体名		職員数(H19.4.1現在)	72

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計の全職員数を記載すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.247(H18)	標準財政規模(百万円)	2,162
実質公債費比率(%)	23.4(H19)	地方債現在高(百万円)	5,184
経常収支比率(%)	85.4(H18)	うち普通会計債現在高(百万円)	4,446
実質収支比率(%)	17.1(H18)	うち公営企業債現在高(百万円)	738
		積立金現在高(百万円)	1,218

注 平成17年度（又は平成18年度）の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものをを用いるものとする（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力指数1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で要旨を記載すること。また、要旨については、別様としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	勝浦町財政健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
既存計画との関係	勝浦町集中改革プラン 平成17年度～平成21年度
公表の方法等	勝浦町議会全員協議会での説明、勝浦町HP、広報「かつうら」に掲載
基本方針	<p>本町では、平成16年度から5年間の行政改革推進プランを独自で策定し、行政改革を進めてきたが、国からの指導に基づき平成17年度に当該プランを見直し、集中改革プランを策定した。</p> <p>その集中改革プランに基づき、基礎的自治体への移行、人件費の削減、協働型社会への移行、及び行財政システムの再構築という4つの項目の推進を目指して計画を策定する。</p> <p>具体的には、基礎的自治体への移行のため市町村合併を推進したが合併には至らなかったことから広域行政での補完を、人件費削減については人員削減は既に目標を達成し、今後は人事院や国の制度に準じた適正な給与制度の確立を進める。協働型社会では政策や事業等への住民参画、そして、行財政システムの再構築では、アウトソーシングなど合理化を目指した行財政システムを進めることにより、効果的で効率のよい行財政運営を目指す。</p>

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1	6		7
	補償金免除額	0.1	1		1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額		25	17	42
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	13			13

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
普通 会計 債	一般公共事業	1,229	2,292		3,521
	公営住宅整備事業		3,985		3,985
					0
					0
小 計 (A)		1,229	6,277	0	7,506
出一般 債等 計					0
					0
					0
					0
小 計 (B)		0	0	0	0
合 計 (A)+(B)		1,229	6,277	0	7,506

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
普通 会計 債	公営住宅整備事業		3,207		3,207
	義務教育施設整備事業		22,280	17,296	39,576
					0
					0
小 計 (A)		0	25,487	17,296	42,783
出一般 債等 計					0
					0
					0
					0
小 計 (B)		0	0	0	0
合 計 (A)+(B)		0	25,487	17,296	42,783

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
普通 会計 債	臨時地方道整備事業	10,617			10,617
					0
					0
					0
小 計 (A)		10,617	0	0	10,617
出一般 債等 計					0
					0
					0
					0
小 計 (B)		0	0	0	0
合 計 (A)+(B)		10,617	0	0	10,617

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1,229,040	6,276,857		7,505,897
	補償金免除額	115,983	791,020		907,003
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額		25,487,449	17,296,371	42,783,820
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	10,616,662			10,616,662

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
普通 会計 債	一般公共事業	1,229,040	2,292,209		3,521,249
	公営住宅整備事業		3,984,648		3,984,648
					0
					0
小 計 (A)		1,229,040	6,276,857	0	7,505,897
出一般 債等 計					0
					0
					0
					0
小 計 (B)		0	0	0	0
合 計 (A)+(B)		1,229,040	6,276,857	0	7,505,897

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
普通 会計 債	公営住宅整備事業		3,207,421		3,207,421
	義務教育施設整備事業		22,280,028	17,296,371	39,576,399
					0
					0
小 計 (A)		0	25,487,449	17,296,371	42,783,820
出一般 債等 計					0
					0
					0
					0
小 計 (B)		0	0	0	0
合 計 (A)+(B)		0	25,487,449	17,296,371	42,783,820

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
普通 会計 債	臨時地方道整備事業	10,616,662			10,616,662
					0
					0
					0
小 計 (A)		10,616,662	0	0	10,616,662
出一般 債等 計					0
					0
					0
					0
小 計 (B)		0	0	0	0
合 計 (A)+(B)		10,616,662	0	0	10,616,662

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財政状況の分析

区 分	内 容																				
財務上の特徴	<p>本町の地方債の借入は、過疎指定を受けた平成2年前後から平成5年に開催された国民体育大会関連事業やごみ処理施設の改築などの事業増加に伴ない借入額が増加し、平成4年度には約12億円弱と最高額に達した。その後も平成13年度まで6億円を超える借入が続いたこともあり、その償還額は平成7年度から徐々に増加し平成9年度から平成16年度まで約8億円を超える額となったことから、実質公債費比率が23%を超える結果となっている。しかも、実質公債費比率算定の基準となる普通交付税は、平成11年度をピークに徐々に減少していることもこの比率を高める要因となっている。</p> <p>このため本町では、平成12年度に新行政改革大綱、平成16年度に行政改革推進プランを策定し、普通建設事業の抑制のほか人件費の抑制や団体への補助金削減等の経費節減に努めてきた。</p> <p>その結果、公債費負担の健全度は類似団体と比較して低い状況であるが、財政力、財政の弾力性、給与水準は同レベルで、定員管理及び人件費・物件費の適正度は高水準となっており、地方債の将来負担も類似団体より適正水準であることから、実質公債費比率も今後改善に向かうと予測される。</p>																				
財政運営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 685 603 728">課 題</td> <td data-bbox="603 685 1447 728">選択により事業抑制に努め、公債費負担の健全化を図る。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 728 1447 947"> <p>ピークを迎えた16年度の公債費は以後徐々に減額されているが、実質公債費比率が3年間平均で算出されるため16年度数値が算定に含まれる19年度までは高率が続いている。類似団体との比較も健全度は非常に悪い状況であるが、行政改革において事業選択による地方債借入れを抑制してきたことから、徐々に改善に向かうと予測している。健全化を促進するために引き続き計画性を持った普通建設事業の執行に心がける。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 947 603 990">課 題</td> <td data-bbox="603 947 1447 990">将来に対応できる体制を築く。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 990 1447 1167"> <p>少子高齢化などの社会問題への対応は行政の組織体制にも影響が及んでくる。本町では3か所あった保育所のうち1保育所を13年度に事実上閉鎖し、幼児数の減少に対応した。しかし、更に進む少子化のため、残る2保育所のうち1保育所民営化の可能性を調査し、経営の合理化とともに競争原理からのサービス向上を促進する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1167 603 1209">課 題</td> <td data-bbox="603 1167 1447 1209">住民ニーズにあった行財政運営を協働体制で進める。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1209 1447 1328"> <p>集中改革プランでも推進しているように公共施設の管理運営を指定管理者制度を活用しNPO法人等への委託を進めている。この省力化した管理運営体制で住民ニーズにあったサービスを提供できるかが課題となる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1328 603 1370">課 題</td> <td data-bbox="603 1328 1447 1370">人員削減に対応する行政運営の合理化を図る。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1370 1447 1541"> <p>12年度からの新行政改革で5%、16年度からの行革推進プランで15%（集中改革プランでは5%）の人員削減目標を既に達成し、類似団体では14.53人のところ本町は11.87人と大きく減員されている。このため、課の統合など機構改革に取り組んできたが、住民が望む行政サービスとの乖離がないか検証する必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1541 603 1583">課 題</td> <td data-bbox="603 1541 1447 1583">公営企業経営をより健全化する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1583 1447 1731"> <p>町立の勝浦病院は、町内に医院等の医療機関（歯科を除く）がなくなったため、地域医療の核としての役割が大きくなっている。現在、収支状況は黒字で推移しているが、業務の外部委託を検討するなど経費節減を図り、地域に見合う医療体制を確立する必要がある。</p> </td> </tr> </table>	課 題	選択により事業抑制に努め、公債費負担の健全化を図る。	<p>ピークを迎えた16年度の公債費は以後徐々に減額されているが、実質公債費比率が3年間平均で算出されるため16年度数値が算定に含まれる19年度までは高率が続いている。類似団体との比較も健全度は非常に悪い状況であるが、行政改革において事業選択による地方債借入れを抑制してきたことから、徐々に改善に向かうと予測している。健全化を促進するために引き続き計画性を持った普通建設事業の執行に心がける。</p>		課 題	将来に対応できる体制を築く。	<p>少子高齢化などの社会問題への対応は行政の組織体制にも影響が及んでくる。本町では3か所あった保育所のうち1保育所を13年度に事実上閉鎖し、幼児数の減少に対応した。しかし、更に進む少子化のため、残る2保育所のうち1保育所民営化の可能性を調査し、経営の合理化とともに競争原理からのサービス向上を促進する。</p>		課 題	住民ニーズにあった行財政運営を協働体制で進める。	<p>集中改革プランでも推進しているように公共施設の管理運営を指定管理者制度を活用しNPO法人等への委託を進めている。この省力化した管理運営体制で住民ニーズにあったサービスを提供できるかが課題となる。</p>		課 題	人員削減に対応する行政運営の合理化を図る。	<p>12年度からの新行政改革で5%、16年度からの行革推進プランで15%（集中改革プランでは5%）の人員削減目標を既に達成し、類似団体では14.53人のところ本町は11.87人と大きく減員されている。このため、課の統合など機構改革に取り組んできたが、住民が望む行政サービスとの乖離がないか検証する必要がある。</p>		課 題	公営企業経営をより健全化する。	<p>町立の勝浦病院は、町内に医院等の医療機関（歯科を除く）がなくなったため、地域医療の核としての役割が大きくなっている。現在、収支状況は黒字で推移しているが、業務の外部委託を検討するなど経費節減を図り、地域に見合う医療体制を確立する必要がある。</p>	
課 題	選択により事業抑制に努め、公債費負担の健全化を図る。																				
<p>ピークを迎えた16年度の公債費は以後徐々に減額されているが、実質公債費比率が3年間平均で算出されるため16年度数値が算定に含まれる19年度までは高率が続いている。類似団体との比較も健全度は非常に悪い状況であるが、行政改革において事業選択による地方債借入れを抑制してきたことから、徐々に改善に向かうと予測している。健全化を促進するために引き続き計画性を持った普通建設事業の執行に心がける。</p>																					
課 題	将来に対応できる体制を築く。																				
<p>少子高齢化などの社会問題への対応は行政の組織体制にも影響が及んでくる。本町では3か所あった保育所のうち1保育所を13年度に事実上閉鎖し、幼児数の減少に対応した。しかし、更に進む少子化のため、残る2保育所のうち1保育所民営化の可能性を調査し、経営の合理化とともに競争原理からのサービス向上を促進する。</p>																					
課 題	住民ニーズにあった行財政運営を協働体制で進める。																				
<p>集中改革プランでも推進しているように公共施設の管理運営を指定管理者制度を活用しNPO法人等への委託を進めている。この省力化した管理運営体制で住民ニーズにあったサービスを提供できるかが課題となる。</p>																					
課 題	人員削減に対応する行政運営の合理化を図る。																				
<p>12年度からの新行政改革で5%、16年度からの行革推進プランで15%（集中改革プランでは5%）の人員削減目標を既に達成し、類似団体では14.53人のところ本町は11.87人と大きく減員されている。このため、課の統合など機構改革に取り組んできたが、住民が望む行政サービスとの乖離がないか検証する必要がある。</p>																					
課 題	公営企業経営をより健全化する。																				
<p>町立の勝浦病院は、町内に医院等の医療機関（歯科を除く）がなくなったため、地域医療の核としての役割が大きくなっている。現在、収支状況は黒字で推移しているが、業務の外部委託を検討するなど経費節減を図り、地域に見合う医療体制を確立する必要がある。</p>																					
留意事項																					

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記載する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

行政改革に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあるはその予定 とこれに伴う行革内容	
2 行革推進法を上回る職員数の純減や 人件費の総額の削減	過去からの行政改革により職員数の削減は、平成14年度96名から平成19年度の73名と比較すると23名24.0%の削減率となっており、集中改革プランを策定した平成17年度の83名からでも10名12%が削減されている。議会においても、平成19年7月の改選から議員定数を12名から10名に減じた。また、人員削減に対応できるよう課の統合を実施し、弾力的な組織体制と管理職の削減を図っている。
地方公務員の職員数の純減の状況	本町は、平成12年度からの新行政改革大綱で5年間5%の人員削減を目標とし、普通会計職員数102人から平成15年度には91人と11名10.8%の純減を達成し、更に、1年前倒して平成16年度から実施した行政改革推進プランでは、15%の削減目標を設定した。この計画では平成16年度の91名から78名への削減目標を既に平成18年度には達成し、平成19年度には73名となっている。
給与のあり方	平成16年度行政改革推進プランにおいて、給与については特別職20%、一般職員5%削減を2年間実施することとなっており、集中改革プランでも引き継ぎ平成17年度も同様に実施した。その上に、議員報酬についても、議会からの提案で10%と5%を削減し、特別職及び議員の報酬については現在も継続している。一般職員については、現在、管理職手当の削減、宿日直手当の削減を実施している。
国家公務員の給与と構造改革を 踏まえた給与構造の見直し、地 域手当のあり方	職員の給与については、平成18年4月1日から国家公務員の給与と構造改革に準じた給与体系制度を基本とした運用をし、地域手当については支給していない。
技能労務職員の給与のあり方	技能労務職の給料表は、行政職(一)表により支給しているが、本財政健全化計画期間中に見直しの検討を図る。技能労務職場の今後の方針としては、集中改革プランの中で、公共施設の指定管理者制度運用やごみ処理業務の外部委託などで、職員雇用の抑制を図ることとしている。平成19年7月の総務省通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施」を踏まえ、技能労務職員の給与等の見直しに向けた取り組み方針については、平成24年3月に策定し、公表する予定である。
退職時特昇等退職手当のあり方	平成17年度まで勤奨退職に合わせて特別昇給を実施してきたが、集中改革プラン(行政改革推進プラン)において見直すこととし、平成18年度の給与と構造改革に合わせて特別昇給を廃止した。
福利厚生事業のあり方	福利厚生事業としては、徳島県市町村職員互助会に加入し、その会員掛け金とほぼ同額の町費の負担金を公費として支出している。当該互助会の事業内容は、医療費補助などの給付事業、ライフプランセミナーなどの厚生事業、人間ドッグへの助成事業、及び住宅貸付などの貸付事業を行っている。町独自には、定期健康診断を公費負担で実施しており、以上の福利厚生事業の内容については、平成16年度実績から毎年町広報誌において公表している。
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用 等民間委託の推進やPFIの活用等	指定管理者制度は、平成17年度から実施し、未着手の公共施設についても検討を進めたい。 物件費の削減は、予算時点で細かな編成に気を配るほか、課題の人員削減に対応するため行政組織の統廃合を実施するとともに、課題の将来み対応できる組織づくりのため保育所など施設運営の民営化を検討するなど経費削減を図りたい。
物件費の削減	県内出張時の日当を廃止など明確な経費節減策も実施したが、実際には省エネルギー対策やコピー枚数の制限などの漠然とした対策で、目標を定めて物件費の節減を行ってきたものではない。 今後の対策として予算編成において従来科目単位で予算要求を行う方式であったものを、平成18年度予算から事業単位での予算要求方式に変更し、より詳細に内容を提示させることにより無駄な経費支出を抑制することとした。
指定管理者制度の活用等民間委託 の 推進やPFIの活用	指定管理者制度は、平成17年度から4か所の公共施設において実施しており、平成18年度から1か所増えて5施設での実施となっている。 現在の指定管理者制度により委託している施設をより有効に活用できるように検討を進めるとともに、課題の住民ニーズにあった行政運営を協働体制で進めるため、今後、各地区自治会で管理運営している集会施設についても、自治会に委託するよう検討する。

行政改革に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容								
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	町税については、平成18年度から滞納整理機構に加入したことから、そのピーアールもあり、平成17年度から徐々に徴収率は上がっているため、今後も滞納整理機構と連携し着実に徴収率を高めていく。 平成18年度に応分の受益者負担の徴収という観点から、公共施設使用料の見直しを行い、今まで使用料を免除していたスポーツ及び文化活動団体からも応分の経費に見合う使用料を徴収することとした。								
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	勝浦町の土地開発公社が所有する土地は2か所あり、1か所は工場用地として取得したもので、分割ではあるが用地の買上げが進んでいる。もう1か所は町の代行用地で、道路関連の代替用地として取得したが、実際には活用されなかったことから、町の土地開発基金により買い上げるよう検討している。2か所の買上げが完了すれば、開発公社の解散を検討している。								
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	本町の行政改革や財政状況の情報公開については、できる限り早い時期を目標として町の広報誌やHP上で公開している。 財政情報については、各年度の予算を春5月頃、決算を次の年度の秋10月から11月頃に公開している。決算については、以前は町議会12月定例会での承認を得てから公開していたものを、9月定例会で報告後に公開するよう時期を早めている。 行政評価については、平成17年度に試行的に事務事業評価を実施したが、今後調査研究し実施に向けて進めていく。								
行政改革や財政状況に関する情報公開	財政状況は、3月定例会で議決した当該年度の予算を5月頃、決算は決算報告した9月定例会後の10月又は11月に公開している。 行政改革の状況については、平成16年度の行政改革推進プラン及び翌年度の集中改革プランについて、計画を3月頃、実施状況を10月頃に広報誌又はHP上で公開している。								
給与及び定員管理の状況の公表	平成17年度から人事行政の運営等の状況について、10月頃の広報で公表するとともに、総務省の様式に基づいた給与及び定員管理の状況を3月にHP上で公表している。								
財政情報の開示	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">町広報誌：広報「かつうら」</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">勝浦町ホームページ</td> </tr> <tr> <td>予算 5月</td> <td>5月～6月</td> </tr> <tr> <td>決算 10月～11月</td> <td>10月～11月</td> </tr> <tr> <td>その他 随時</td> <td>随時</td> </tr> </table>	町広報誌：広報「かつうら」	勝浦町ホームページ	予算 5月	5月～6月	決算 10月～11月	10月～11月	その他 随時	随時
町広報誌：広報「かつうら」	勝浦町ホームページ								
予算 5月	5月～6月								
決算 10月～11月	10月～11月								
その他 随時	随時								
公会計の整備	平成20年度において町有財産等の資産評価実施について、外部委託も視野に入れた検討を行っている。 公会計制度の導入については、職員等の研修を推進するなど、平成22年度開始を目指し整備を図っていきたい。								
行政評価の導入	平成17年度に試行として事務事業評価を実施したが、十分な行政評価としての成果は挙げられなかった。 課題 により人員削減を実施してきたことによる住民へのサービス低下を補うためにも、行政評価の手法を平成20年度において調査・研究し、平成21年度に職員への研修・内部調整を図り、導入を進めていく。								
7 その他	本町では、平成12年の新行政改革大綱や平成17年度集中改革プラン策定時から公債費の高騰を懸念し、事業選択に心がけてきたが、引き続き課題 の公債費負担の健全化を目指し、必要な事業を選択し事業抑制に努めていく。 また、課題 での公営企業経営の健全化のため、住民や職員の健診業務委託など行政からの支援に努めていく。								

注1 上記区分に応じ、「 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

【改善額積算内訳】

1 改善額算出の考え方

職員数の削減	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度から新行革大綱により、職員数5%の削減を実施 平成16年度から行政改革推進プランで、引き続き5年間、職員数15%の削減を目標に実施 平成19年度以降も継続のため、平成13年度を基準年に改善額を算出
特別職報酬カット	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から町長、助役及び教育長報酬20%カット(教育長18年度から15%カット) 平成16年度から議長、副議長報酬10%カット、議員報酬5%カット 平成19年度以降も継続のため、平成15年度を基準年に改善額を算出
職員給与カット	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から職員給与5%をカット、実施期間2年間、平成15年度を基準年に改善額を算出 平成18年度から管理職手当15%カット、宿日直手当800円削減を2年間実施

2 改善額

項 目	実 績					計画前5年 度 実 績	目 標					計画合計
	平成14年度 (計画前5年度)	平成15年度 (計画前4年度)	平成16年度 (計画前3年度)	平成17年度 (計画前々年度)	平成18年度 (計画前年度)		平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
職員数の削減(基準年H13)	43	89	86	149	201	568	206	203	203	203	203	1,018
特別職等報酬カット(基準年H15)			7	6	6	19	6	6	6	6	6	30
職員給料カット(基準年H15)			23	22	1	46	1					1
改善額計	43	89	116	177	208	633	213	209	209	209	209	1,049
特殊事情(助役不在,育児休業者増)				9	35	44						
合 計	43	89	116	186	243	677	213	209	209	209	209	1,049